

総務文教常任委員会会議録

(令和6年9月20日)

※一部抜粋

交野市議会

総務文教常任委員会

時 間

10:00～12:03

13:00～14:53

15:00～15:14

16:07～16:10

案 件 1. 付託案件審査について

議案第62号 交野市地酒等による乾杯を推進する条例の制定について

議案第66号 交野市立学校に関する条例の一部を改正する条例について

議案第75号 財産の取得の変更について（災害用トイレトラックの購入）

議案第77号 令和6年度交野市一般会計補正予算（第4号）について

2. 所管事務調査について

交野市教育大綱について

重点テーマの選定について

3. その他

出席委員（8名）

委員長 中谷政人

副委員長 安部敬子

委員 黒田実

委員 岡田伴昌

委員 堀天地

委員 松永隆太

委員 藤田茉莉

委員 山下千穂

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議員 岡田智里

議員 松村紘子

傍聴者

一般傍聴者（1名）

説明のため出席した者の職氏名

市長 山本景

副市長 良幸浩

教育長 北田千秋

理事兼
危機管理監兼
危機管理室長

山添学

総務部長 阿佐正和

企画財政部長 苗村徹

市民部長兼
臨時特別給付金
推進室担当部長

健やか部長 島田国久

福祉部長兼 福祉事務所長	北井 多栄子	都市まちづくり 部 長	竹内 一生
教育次長兼 教育総務室長	大湾 喜久男	学校教育部長	和久田 寿樹
学校教育部長	内山 美智子	生涯学習推進 部 長	西岡 浩二
水道事業管理者 職務代理者 水道局長	藤井 大史	危機管理室長 代 理	中野 貴雄
総務部次長兼 人事課長	今堀 祐児	総務部次長	上井 克敏
企画財政部次長	山埜 勝哉	企画財政部次長 兼都市まちづく り部次長	原田 享一
市民部次長兼 臨時特別給付金 推進室長	菅 和美	市民部次長兼 税務室長兼 臨時特別給付金 推進室担当次長	大門 秀幸
健やか部次長兼 こども家庭室長	森山 友美子	福祉部次長	藤原 功
都市まちづくり 部次長	木村 浩幸	都市まちづくり 部次長	林 直樹
学校教育部次長	井上 成博	生涯学習推進部 次 長	本多 章博
水道局次長	奥野 忠	危機管理室課長	吉永 貴俊
総務部総務課長	船戸 貴彰	地域振興課長	森 敦介
秘書政策課長	松浦 新太郎	財務課長	厚主 敏治
情報マーケティング 課長	藤生 英徳	税務室課長兼 臨時特別給付金 推進室課長	東田 和成
税務室課長兼 臨時特別給付金 推進室課長	山口 始	こども家庭室 課 長	寺島 祐理子
高齢介護課長	福田 美樹	都市まちづくり 課 長	古澤 悠司
緑地公園課長	土井 章央	まなび舎整備 課 長	草野 将明
まなび舎整備課 付課長兼 施設整備係長	飯田 由治	まなび未来課長	花田 睦美
社会教育課長	佐伯 尚之	危機管理室課長 代 理	中井 文子
総務課長代理	安永 雄一	人事課長代理	植垣 和貴
人事課長代理	松井 慎治	地域振興課長 代 理	齋藤 豊

秘書政策課長代理	奥田朋史	財務課長代理	西浦朋子
情報マーケティング課長代理	藤原敦子	税務室課長代理兼固定資産税係長	森本一穂
税務室課長代理	天野勝弘	税務室課長代理	木田昌彦
こども家庭室課長代理	西元洋子	高齢介護課長代理兼賦課徴収係長	森田一樹
都市まちづくり課長代理	小林彰太	社会教育課長代理	会川久美子
社会教育課長代理兼管理係長兼文化・スポーツ振興係長	絹川誠		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中村健一	次長	大湾桂子
係長	竹村真仁	係員	松井彰宏
係員	中島咲葵		

～これ以前は、別案件のため省略～

1. 委員長（中谷政人） 次に、案件2の所管事務調査についてのうち、交野市教育大綱についてを議題とします。

パブコメ実施前の計画素案について理事者より説明願います。なお、理事者は着座のままです。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 本日は所管事務調査ということで、教育大綱の改定につきまして説明させていただきたいと思えます。資料のほうは、総務常任委員会のフォルダーの中に教育大綱の改定についてという部分と、教育大綱案という部分と、パブリックコメント案実施概要というもの3種類をご用意をさせていただいておりますので、そちらのほうをご参照いただければと思えます。

教育大綱の改定内容につきましては、担当の松浦課長のほうから説明をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願います。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 秘書政策課の松浦と申します。よろしくお願いたします。

本日は、2回目の所管事務調査、パブリックコメント前ということで説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。そうしましたら、パワーポイント資料、教育大綱の改定についてをご覧いただければと思えます。

まず改定の1番、改定の趣旨でございますが、こちらにつきましては、現行の教育大綱が令和6年度末までとされているということから改定作業を行うものでございます。

改定に当たりまして、市長が設置する総合教育会議において教育長、教育委員と協議調整を進めてまいりました。このたび改定案が整ったため、パブリックコメントを実施したいと考えております。

改定議論の経過でございますけれども、まず4月23日、1回目の総合教育会議の段階で改定に係る趣旨説明、現行の教育大綱の共有をさせていただきました。2回目、7月24日でございますけれども、事務局案の提示と概要の説明、事務局案に係る意見交換をいたしました。

第3回目、8月28日には、事務局案の修正版の提示と、前回案からの修正追記箇所に係る意見交換、こちらを踏まえ、パブリックコメントに進む案として了といただきましたので、パブリックコメントに進んでいきたいと思うところでございます。

2ページ目をご覧いただければと思えます。改定案の概要でございます。

①現行の教育大綱から全体的な構成は変更せず、基本理念及び基本方針、こちらに市長の考えを端的に明記しております。

2番目、教育大綱は地方公共団体の長が定める方針であることを踏まえ、市長任期と期間をそろえる。今回は、具体的に令和7年度から8年度の2年度とするという期間として、案のほうを作成してまいりました。

下に基本理念、それから基本方針の文面と整理の考え方について記載させていただきました。基本理念につきましては、「全ての市民に、質の高い学びの機会を」ということで、地域全体で公正公平な教育環境の実現を目指すものでございます。

整理の考え方といたしましても、学校教育、生涯学習ともに公正公平な教育環境の実現を図ることを理念として掲げております。

基本方針としましては1、確かな学び、基礎学力の定着、2、質の高い教育環境の整備、3、子どもの安全・安心の確保、4、生涯を通じたスポーツ・文化の振興という4つの柱で構成しております。後ほど教育大綱（案）の中で具体的にご紹介のほうをさせていただきます。

最後、パブリックコメントにつきましてでございます。実施期間は10月1日から10月31日までの1月間を予定しております。集計につきましては11月中旬を予定しており、集計後、所管事務調査の3回目ということで、またご調整させていただければと考えております。年内12月頃には成案化できればというスケジュールでイメージしておりますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、別途ファイル、交野市教育大綱（案）、こちらのほうをご覧くださいいただければと思います。

こちらにつきまして、まず1ページ目は教育大綱の考え方ということで、概要について記載させてもらっておりますが、1番目につきましては全体的な枠組みについて。（2）の中に先ほど申し上げました期間について記載しております。これまでは教育大綱5年間の期間でございましたが、今回、教育大綱は地方公共団体の長が定める方針であることを踏まえ、市長任期と任期をそろえるため、本大綱の期間は7年度から8年度までの2年間としますという形で記載させてもらっております。

続きまして2ページ目、まず基本理念でございますが、先ほどご紹介させてもらったとおり「全ての市民に、質の高い学びの機会を」とさせていただいております、大きく二重丸3つ設けております。「学校教育においては、『義務教育の公正性、公平性』を確保し、必要な環境整備に取り組むとともに、子ども達に質の高い教育を提供します」。2番目、「生涯学習においては、市民の誰もが生きがいのある生活を営めるよう、多様な学びの機会を提供します」。3つ目、「教育に係る新たな取組みを進めるときには、市民、地域、保護者や子ども達に対する十分な説明に努めます」。こちらが基本理念の考え方でございます。

続きまして、基本方針でございますけれども、1つ目の確かな学び、基礎学力の定着でございます。こちらポイントとしまして大きく①から⑦まで整理をしておりますけれども、1番目につきましては、「交野市では、義務教育の公正性、公平性の観点から、二度と小中一貫校の建設を進めませんが、6・3制を堅持した上で、これまで積み重ねてきた小中一貫教育の名称を変更して手法は活かし、交野市ならではのより小学校と中学校とを緊密に連携させた教育を推進します」という形で、小中一貫校の建設につながるような名称の使い方といったところについては、変更をしていきたいという考え方です。

なお、2段目でございます「市民に小中一貫校建設を進めるとの誤解が生じかねないことから、4・3・2制の導入や、交野みらい学園を除いた中学校区に対する『学園』の名称の使用は行いません」ということを記載しております。

3つ目、「交野みらい学園では、1年生から6年生を前期課程とし、7年生から9年生を後期課程とします。運動会は前期課程で実施し、体育祭は後期課程で実施します。また、1年生と7年生で入学式を実施し、6年生と9年生で卒業式を実施します」ということで、こちらについては、先ほども申し上げましたが、小中一貫校の建設、こちらについてはこの教育大綱の期間については建設を進める予定がないということと、誤解が生じかねない

ので、そこに係る表現については見直しを図りたいという趣旨でございます。

次の3ページ目でございます。2番目から7番目まで細かなポイントについて記載しておりますけれども、特に③番目、小学校低学年において順次30人以下学級を実施していきたい。④番目、とりわけ小学校高学年にて家庭における学習習慣の定着、こちらを図っていききたい。

特徴としましては、7番目、地元公立高校との連携強化も図っていききたい、このようなところをポイントとして上げております。

(2)番目、質の高い教育環境の整備でございます。こちらは主に学校教育施設に関わる部分についてまとめておりますけれども、1つ目は、「将来人口推計を踏まえ、当面の間、交野みらい学園を除く既存小中学校の老朽化対策として、トイレの大規模改修、体育館へのエアコン設置、照明のLED化、エアコン未設置教室へのエアコン設置、屋上防水・外壁塗装等の改修を進めていく」ということで記載しております。

また、2番目、校区間の公平性、こちらを確保するため、「既存の小中学校についても、机・椅子、大型テレビモニター、カーテン等の学校備品の更新・充実に取り組みます」。

3番目としましては、現在も進めております学校給食の無償化については、今後も段階的に進めるということと、給食の中身については、児童生徒の意見も取り入れていききたいというところを記載しております。

最後4ページ目、3番目、子どもの安全・安心の確保でございますけれども、不登校、いじめなどへの対策、それから家庭環境や保護者の経済的事情を踏まえたケア、支援、最後は、地域との連携の登下校における子供の安全確保、フリースペース、放課後の居場所づくり、そういったものを整備していくことで、子供たちが安心して元気に育つ環境づくりを進めてまいりたいというところでございます。

最後4番目、生涯を通じたスポーツ・文化の振興でございますけれども、1点目としましては、生涯学習施設の老朽化対策、バリアフリー化、機能向上、防災機能の強化等を進めてまいりましては、生涯学習活動の活性化、3番目については、文化財の活用並びに文化遺産の適切な維持保全、こちらについて記載させてもらっているところです。

以上、こちら教育大綱の改定案に係るご説明とさせていただきます。

以上でございます。

1. 委員長（中谷政人） 説明はお聞きの次第です。本件に関し、質疑等ありましたらどうぞ。

1. 委員（黒田 実） では、教育大綱についてまず1点、これは制度上、長が定めるということになっていますが、選挙を受ける立場である市長の任期と合わせると、これの根拠をもう少し聞かせていただきたい。というのは、この教育大綱というのは、別に誰が市長であろうがその当該自治体が目指していく、どちらかといえば長期的展望に立った基本的な目指すべき方向性を掲げるものであって、当該市長が事業として何かをしたいというような事業集でも何でもないというふうに私は理解しておりますので、まずその設定に関して、これが妥当なのかどうかというところが大きな疑問でありますので、質問いたします。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） お答え申し上げます。

こちらの教育大綱の根拠法でございます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正、こちらが平成27年に行われました。こちらに基づく文科省からの通知におきまして、

教育大綱の期間につきましては、法律上には規定は求めないが、首長の任期が4年であること、また、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年から5年程度のもの、こちらということとして、地方自治体のほうが定めていくものだというふうに想定しているというQ&Aが出ております。

実際、近隣市でも、生駒市であったり京田辺市、こういったところでは、市長任期にそるえるような形の教育大綱として定めておるところがございまして、こちらについては事務局としては問題ないというふうに考えております。

1. 委員（黒田 実） 分かりました。

それでは、続きまして、内容において、これはもう我々議会として何もこの議決権のない中で策定でありますから、ただ、質疑あるいは意見ということでちょっと申し上げたいと思うんですけども、「義務教育の公正性、公平性の観点から、二度と小中一貫校の建設を進めませんが」、任期中のことなので、その後は知りませんということなのかもしれませんが、義務教育の公正性、公平性の観点から小中一貫校がなぜ抵触するのか、その意図をお聞かせください。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） こちらにつきましては、総合教育会議の議論の中において、市長の考えといたしまして、第一中学校における交野みらい学園に財政上かなり大きな巨額の出費があったということで、これを二中校区から四中校区まで順次広げていくというのは、現時点でなかなか困難であるといったところがございますので、黒田委員のおっしゃったとおり、今回の教育大綱の期間の中においては、改定していくということについては、市長としても考えておりませんし、誤解が生じないような形でしっかりとそこについて明記したいという意図で、このようにまとめさせてもらっております。

1. 委員（黒田 実） すみません、ちょっと。義務教育の公正性、公平性の観点から、これ多分小中一貫校の建設、これは意味的に言うと施設一体型の学校ということだと思ってしまうんですけども、小中一貫校というのは、別にこの中、これハードの話なんかソフトの話かもよく分からないし、というのが1点。

それともう一つ。じゃ、ハード、狭義の意味での施設一体型の場合も、これが公平性を欠く、公正性を欠くと言うのであれば、文科省以下間違っているということになりますので、もう少し丁寧に説明をいただけますか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 政策そのものに公正性と公平性がないというところではなくて、先ほど課長、答弁させてもらったところの、今後、第一中学校区は一体型校として整備をさせていただいています。同じことが第二、第三、第四というところで、交野市内全てのどこの中学校区、どこに住まれても同じような施設に通われて、同じような教育を受けていただくというところを保障できないと。それは財政的なところがメインにはなるかと思ってしまうんですけども、そういったところの観点も含めまして、小中一貫校の建設というところは、施設一体型のところは実施をしないというところは明確に書きたいという意思でございます。

1. 委員（黒田 実） 委員長、すみません。市長と議論する、これ、でもね、市長がと言うんですけども、これね、組織でやっていることなので、何か他人事のような答弁をいただくのは困ります。

建設年数によって新しく更新する時期は、それは当然変わりますよ。一気にそんな建

て替えなんてできないんです。そこにおいては、もう現実、老朽化対策維持更新においては、それを不公平というのであれば、もうそれは致し方ないことです。

で、スタイルの話なのか何なのか、教育の機会、公平性、均等の話なのか。単に通う校舎が違っているというだけなのか、非常に大きな誤解を私は招くおそれがあると思っています。

逆に裏返して申すならば、じゃ、これまでのスタイルで全てを建て替えるということが公平、公正なんですかという疑問にもなりますので、今のお話ですと、そのように市長は考えているというお答えですが、当然、それを是としたその組織としても含めて、もう一度お答えいただけますでしょうか。

1. 企画財政部長（苗村 徹） 基本的には、先ほど委員がおっしゃっていただいた、ほかの校区との差異というところは、あるべきではないというふうに考えております。環境を整えるというところは、ひとしく同じような環境を整えていくという前提の下に立てば、1校区だけが少し最先端の設備も含めてですけれども、そういったところの教育環境が整えられたというところに全てがついていけないというのであれば、施設型の一体校というのはどうあるべきかというところに疑問点は感じているところではございます。

そうした問題提起の中で教育会議でも議論をしていただいて、教育委員としても、学校教育としての連携であったりとか、小学校と中学校の連携のところはこれまでどおり、むしろこれまでの手法を生かしてというところは明確に書かせていただいているので、それをするからといって施設一体型にすぐさまひもづけされるようなことのないように、明確に1行目に書いたというところが、今回の教育大綱での議論かなというふうに考えております。

1. 委員（黒田 実） 委員長、すみません、よろしいか。

ちょっとまだ納得できない。意見を言ったからといって、これはもう我々変えられるものじゃないんですけれども、いや、だから、それなら一気に建て替えてくださいよ。今のお話でしたら。それはできないんですよ。

スタイルの話でいうならば、これまでどおりの建て替えをしていくということであれば分かりますけれども、それとても一気ににはできないので、何が公平、公正に抵触するのですかと質問のやっぱり答えとして、私はちょっと今の話は、その考え方の相違ということであれば致し方ないにしても、全く答えになっていないというふうに思いますので、何が公正性、公平性。主には公正というよりも公平性の話だと思いますけれどもね。

公正性は阻害されているわけではないですよ。公平性ということに関して、じゃ、建て替えの時期なのか、そのスタイルの話なのか。何の話なんですかということですので、もう一回、ちょっと理由をお聞かせいただき、ここに込められているその考えについて、もう少し分かりやすくご説明いただきたいと思います。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 基本理念のほうに書かせてもらっております1つ目の丸、「学校教育においては、『義務教育の公正性、公平性』を確保し、必要な環境整備に取り組むとともに、子ども達に質の高い教育を提供します」ということで、まずは、市長として環境整備のところこの2年間は軸足を置いて考えていきたいというところで考えておられます。

ですので、先ほどの学校を建てる、建てないの話だけではなくて、それ以外のカーテンであるとか、椅子、机、そういったまずは児童生徒が学ぶ場所、こちらについて市長とし

て下支えしていきたい。片や新しい物を使って、片や古い物を使っているという状況はなるべく改善したい、そこにまず軸足があるものだというふうに認識しております。

1. 委員（黒田 実） すみません。もう意見として。

ここの表現は逆に大きな誤解を生むと思います。まず1点、小中一貫校の建設というんですけれども、これは大きな誤解を生みます。要するに教育の中身としての小中一貫教育そのものにも関わってくるので、より正確に施設一体型と言うのならまだ理解はいたしますが、これであれば、今、本市が進めている小中一貫教育そのものに対してのアンチテーゼになってしまうおそれがあるというふうに思います。

それと、何度聞いても分かりません。じゃ、一気に建て替えをするのかどうか、そんな現実問題無理なところ、なぜこれが公平性を欠くのかの説明が全く私としてはなされていなかったの、このあたりについての表現については、やはりもう少ししっかりと検討されたというのが私の意見であります。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑等はありませんらどうぞ。

1. 委員（岡田伴昌） すみません、ちょっとお聞きしたいんですけれども、教育大綱の今回出ているものと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定により、「市長が本市の教育」になっているんですけれども、前回の大綱の位置づけは、同じ法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本理念及び基本方針を示したものと。「本市の教育、学術」になっているんですよ、前は。ここはもう位置づけ自体が変わってしまうという理解でよろしいのでしょうか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） すみません、こちら根拠法に基づいて我々のほう整理しておりますので、位置づけを変更させるというような考えのほうはございません。

1. 委員（岡田伴昌） この第1条の3第1項ってちょっと今調べていても分からなかったんですけれども、これ、どういうものかお聞かせ願えますか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） すみません。下のほうに参考として書かせてもらっております。

第1条の3は、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」というのが第1項の条文でございます。こちらに基づき策定しているものでございます。

1. 委員（岡田伴昌） ただ、これ、文章を読む限りは、前は本市の考え方ですけれども、今回は市長の。「市長が」になっているので、ここはもう大きく違うと思うんですけれども。もうそういう受け取り方しかできないんですけれども、これ、いいんですか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） すみません。委員がおっしゃっていらっしゃいますのは、中身のところでございますでしょうか。現行の教育大綱を見ても、基本的にはこちらの1条の3を根拠として策定するという表現については同じものにはなっております。

1. 委員（岡田伴昌） すみません、何回も同じことになるんですけれども、受け取りは全然変わりますよね、文言で。そこが大丈夫なのかなというところで、これ全然違うもんになるんちゃうかなと思うんですけれども。教育委員会がそれをしてきたということなので、我々ここは介入する場所じゃないんでしょうし、もう質問やったんで、もう意見としてですけれども、もう意見で結構です。――教育大綱と――

1. 教育次長兼教育総務室長（大湾喜久男） 地教法に基づきます教育大綱なんですけれども、基本

的には市が定めるとかということではなくて、通常ですと教育に関する計画等につきましては教育委員会が所管することになりますけれども、この教育大綱につきましては、教育委員会ではなく市長が定めるとというのが法の趣旨だと考えております。

1. 委員長（中谷政人） 整理するとあれですか、これ法律が変わったので条項の場所が変わったということですか。そういうのではないんですか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 法律の条文につきましては、一切変更のほうはございません。「公共団体の長は」という主語でございます。

1. 委員（藤田茉里） 公共団体の長が定めるものとするというふうに書いてあるので、ちょっと私も初め読んだときに、この「市長が本市の」というふうが続くところに、うん、とは思いましたけれども、法律の位置づけとしては問題ないということで、今の説明で理解をしました。

ただ、この教育大綱は、今までの教育大綱とは全然、ちょっと言葉の表現も含めてすごく独特だなという印象は覚えますので、市民からしてもパブリックコメントの中で様々な意見が寄せられるのかなとは思いますが、私の率直な受け止めとしては、今までは、じゃ一体何がやりたいのかというのが分からなかったんですが、今回は、かなり何がやりたいかというのは非常に明確になっているなという印象は受けました。

ただ、ちょっと言葉の表現のところは、もう少し検討が要るのかなという部分。黒田委員のほうからも指摘がありましたけれども、「二度と」というこの表現、私自身は意味は理解はしますし、そういうことかなと、ところなんですけれども、公文書ですので、そのあたりの配慮は少し要るかなというのはちょっと。だからといって、じゃ、どんな表現がこれに代わるのかというのはちょっと難しいですけれども、今出てこないですけれども、ちょっとそういう印象がありました。

それと、あと教育大綱の全体のところでの持っている意味としての、全ての市民に質の高い学びの機会を提供するのが全体の目標として掲げられて、そのほかにつながっているんですけれども、その先にどんな市民像を求めるのか、どういう市民像を目標にするから、全ての市民に質の高い学びの機会を公共団体の長としてはこういうことをやって提供したいんだという、その一番最初の市民像みたいなのところが見えないなというふうにちょっと読んでいて思いましたので、そのあたりの検討というのはされたのか教えてください。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） まず、最初に委員のほうからご指摘いただきました表現のところにつきましては、ずばりご指摘いただいた「二度と」という表現の部分も含めて、総合教育会議の中で、実際に審議の中でも指摘がある中で、ちょっとこの2年間というところがまずあるというところの中での二度とだということでの市長からの説明と、最終的には教育委員様のほうも、そういうことであればということでも理解いただいたということですので、今現時点ではこの表現で、総合教育会議の中では了とされているものでございます。

あと、2点目の市民像みたいなのところにつきましては、今回の総合教育会議の議論の中では主立った議論の対象とはなっておりません。

1. 委員（藤田茉里） この教育大綱の条文の理念としては、基本構想があるということなので、そことの関連の中で、どういう市民像とかまちづくりとかも含めての全体像は、基本構想が主にあるというふうには思うんですけれども、一定この教育大綱の部分にも、少しそういつ

たところを触れた上での、この前提がこれで、この教育大綱はこういうふうにとり落とし込みがあってもいいかなというのは思ったところです。

1. 委員長（中谷政人） ほかに質疑等ありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） そうしましたら、パブリックコメント手続実施概要の説明もしていただけますか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 失礼いたしました。

3つ目の資料、パブリックコメント手続実施概要でございますけれども、案件名としては、交野市教育大綱（素案）に対するパブリックコメントについて、実施機関は私ども企画財政部秘書政策課でございます。募集の期間につきましては10月1日から31日まででございます。周知につきましては広報かたの10月号、交野市ホームページ、こちらで進めさせていただきます。資料の公開、公表は、ホームページ情報公開コーナー、それから私どもの事務室で行わせていただきます。

提出方法でございますけれども、書面郵送、ファクシミリ、電子メール、並びにL o G oフォームでの意見の収集、こちらも今回は対応させていただきます。提出先は同様に秘書政策課でございます。

以上、概要でございます。

1. 委員長（中谷政人） こちらも質疑等ありましたら、どうぞ。

1. 委員（藤田菜里） 新しい取組でL o G oフォームでの意見聴取されるというところでは、これいいなというふうに率直に思ったんですけれども、ただ、どうやってやるのか。どこから入るのかとかというのが全然分からないので、ちょっとまず教えてもらえますか。

1. 秘書政策課長（松浦新太郎） 広報10月号に、このL o G oフォームに入るQRコードを添付しておったと思います。どちらにいたしましても市民さんがL o G oフォームで意見を表明することができないような形であると、我々も意味がないと思っておりますので、なるべく市民の皆様が目につくような形でQRコードという形で示していきたいと考えております。

1. 委員（藤田菜里） これは要望ですけれども、広報だけじゃなくて、公式LINEとかそういうところでも定期的に上げていただいたら、タイミングと時間が合えば、そこから入ってくださる方も増えるかなと思いますので、よろしくお願いします。

1. 委員長（中谷政人） ほかにありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようですので、本件についての質疑を終了します。

次回は、パブコメ実施後に調査を行いたいと思います。

この際、理事者関係のその他として何かありましたらどうぞ。

（発言する者なし）

1. 委員長（中谷政人） ないようでしたら、これ以降は議会の案件となりますので、理事者の方は退席していただいて結構です。

ただいまから午後3時まで休憩します。

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長
